

オープンカウンター方式による見積依頼公告

本調達は「電子調達システム」を利用した手続きにより実施するものとする。ただし、「紙」による見積書の提出も可とする。

令和7年12月19日

分任支出負担行為担当官
近畿農政局土地改良技術事務所長
森田 明宏

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

(1) 件名

令和7年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業農業水利施設補修工モニタリング神崎幹線水路旧南5分水工水位計設置業務

(2) 仕様等

仕様書のとおり

(3) 納入期限（または履行期限）

契約締結日から令和8年3月27日まで

(4) 納入場所（または履行場所）

滋賀県東近江市妙法寺町739

神崎幹線水路南5分水工

2 見積参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている、近畿地域の競争参加資格者であること。又は、令和7・8・9年度近畿農政局随意契約登録者名簿の登録者であること。

(4) 公告の日から見積書の提出期限までの期間に、近畿農政局長から近畿農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成26年10月8日付け26近総第449号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。

3 仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

(1) 紙媒体による交付場所及び問い合わせ先

〒621-0847 京都府京都市伏見区深草大龜谷大山町官有地

近畿農政局土地改良技術事務所

経理係 中平

電話 075-641-6391

(2) 電子媒体による交付場所

ア 電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

イ 当局ホームページ <https://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/index.html>

4 見積書の提出場所及び期限

(1) 見積書の提出場所

上記3の(1)または(2)アに同じ

(2) 見積書の提出期限

令和8年1月5日 午前9時から 令和8年1月7日 午後5時まで（行政機関の休日を除く。）に、上記3の(1)に持参若しくは郵送（送達過程が記録される簡易書留等）又は電子調達システムにより送信すること。

なお、競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者である場合は、参加資格を証明する書類（競争参加資格証明書の写し）を併せて持参若しくは郵送すること。（電子調達システムによる場合は必要ない。）

5 見積合わせの日時及び場所

(1) 日時

令和8年1月8日 午前10時から

(2) 場所

近畿農政局土地改良技術事務所 会議室

6 見積依頼公告、仕様書等に関する質問

この見積依頼公告及び仕様書に対する質問がある場合は、下記質問受付日時までに、電子メールにより提出すること。提出に際しては、下記事項を参考にすること。

(1) 質問受付日時

令和7年12月25日 午後5時まで

(2) 提出先

dogisho_keiri@maff.go.jp

(3) メール件名

【令和7年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業農業水利施設
補修工モニタリング神崎幹線水路旧南5分水工水位計設置業務】について

(4) 本文への記載事項

件名、事業者名、担当者名、連絡先電話番号、質問内容

(5) その他

電子メールでの提出が困難な場合は、書面（様式任意）により、持参または郵送により、上記3（1）に提出すること。

ただし、電話による質問等は受け付けない。

質問等への回答は、令和8年1月5日に上記3（2）イに掲載する。

7 その他

本公告に記載なき事項は、近畿農政局土地改良技術事務所オープンカウンター方式実施要領による。

お知らせ

- 1 農林水産省発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。
詳しくは、当省のホームページ
(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf) をご覧下さい。
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。
- 3 農林水産省では電子調達システムを利用した電子入札・電子契約を推進しています。
詳しくは調達ポータルホームページ
<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/beginner.html>